

# 所得税等の確定申告・市県民税の申告

申告相談ができます

申告相談を以下の日程で行います。  
申告に関する相談や申告書の提出ができます。ご来場の際は、①事前の検温、②マスク着用、③筆記用具・計算器具等を携行の上、お越しください。  
※来場者数により早めに受付を終了する場合があります。

## ■税理士による無料申告相談

開催期間・受付時間  
2月8日(火)～10日(木) 9:30～11:30、13:00～15:30  
場所：アスティアかさい3階集会室(問合せ：社務課 ☎ 0795 0223)  
対象者：①所得300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得のうち基準期間の課税売上高が概ね3000万円以下の方、②給与所得者、年金受給者 ※①②とも譲渡所得がある方は除く

## ■市職員による申告相談

開催期間・受付時間  
2月16日(水)～3月15日(火)の平日 9:00～16:00  
※3月2日(水)、3月9日(水)は受付時間を19:00まで延長  
※税務署職員の出張相談は2月22日(火)まで(受付時間9:30～15:30)  
場所：加西市民会館コミュニティセンター3階小ホール(☎ 8777【申告期間内のみ】)

対象者：①給与所得者、年金受給者  
②所得300万円以下の白色申告者(事業等の収入が概ね1000万円未満の方)

## ■社務課確定申告会場

開催期間・受付時間  
2月16日(水)～3月15日(火)の平日 9:00～16:00  
※土地・建物、株式等の譲渡所得、青色申告、繰越損失、雑損控除、住宅ローン控除(1年目)、消費税および地方消費税、贈与税等の申告相談は社務署で行います。

## 所得税等の確定申告

次の所得がある方は確定申告が必要場合があります。  
・自営業、農業などの収入(事業所得、農業所得)  
・土地の貸付やアパート・貸間の収入(不動産所得)  
・土地や建物を売った所得(譲渡所得)  
・生命保険契約等の満期保険金等(一時所得)  
・年末調整済の給与以外の所得合計が20万円を超える場合  
・給与収入が2000万円を超える場合  
※源泉徴収をされている方は、各種控除の申告により、所得税が還付される場合があります。

## 収支内訳書、医療費控除の明細書等を事前に作成してください

申告会場での相談時間短縮のため、以下の書類を事前に作成の上、ご来場ください。  
・事業所得等の収支内訳書または青色申告決算書  
・医療費控除の明細書  
・消費税の課税・非課税および税率ごとの区分集計

## 申告に必要なもの

- 本人確認書類(マイナンバーカード等)
- 所得税のお知らせハガキや通知書(送付のあった方)
- 所得税または市県民税の申告書(送付のあった方)
- 還付申告の場合は、申告される方の振込口座の分かるもの(通帳、キャッシュカード等)
- 新たに振替納税を希望される場合は、申告者ご本人の通帳またはキャッシュカード・通帳届出印
- 収入で該当するもの
- ・源泉徴収票(給与、年金)
- ・収支内訳書等(事前に作成)
- ・配当所得の支払通知書 など

- 各種控除で該当するもの
- ・生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ・医療費控除の明細書(事前に作成)や医療費通知書 など
- その他、申告書の作成に必要な書類

## 市県民税の申告

・令和4年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方(確定申告をする方やサラリーマン等で確定申告の必要な方を除く)は、市県民税の申告が必要です。

・所得のない方でも国民健康保険や後期高齢者医療制度加入者は申告により保険料(料)が軽減される場合があります。

・公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申

告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

・所得税の申告が不要の方でも、各種控除がある場合は、市県民税の申告をしないと、それらが控除されずに令和4年度の市県民税が計算されますので、ご注意ください。

## ●申告による株式等の配当所得等の課税方式の選択

特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡(源泉徴収有りの特定口座)に係る所得については、市県民税分の特定上場株式等の配当額や株式等譲渡所得割額を確定申告することで、市県民税の所得割額から税額控除されます。

市県民税の納税通知書が送達される日までに、手続きすることにより、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択することができます。(例：所得税で総合課税または申告分離課税で申告し、市県民税では申告不要制度を選択) ※詳細は税務課(☎ 8712)にお問い合わせください。

e-Tax で確定申告ができます

スマートフォン・パソコンから申告書の作成やe-Taxによる申告書の送信(提出)ができます。

○スマホの場合 → 右のQRコードから申告



○パソコンの場合 → 国税庁「確定申告書等作成コーナー」から申告  
(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)

【e-Taxでの申告に必要なもの】 ※①または②を事前にご用意ください。

- ①マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンまたはICカードリーダー
- ②税務署で事前に取得したID・パスワード



※マイナンバーカード対応スマホ一覽

※利用方法等の詳細は、以下でご確認ください。

○動画で見る確定申告



○税務相談チャットボット



○e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901

## 要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

### ●要介護認定者に係る「障害者控除対象者の認定」

令和3年12月31日現在、要介護認定者で、「主治医の意見書」から寝たきり状態や重度の認知症状等が、6カ月以上継続していることが確認できる場合は、申請により市(長寿介護課)が「障害者控除対象者認定書」を発行します。

### ●要介護認定者の「おむつ代」の医療費控除

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば、医療費控除の対象になります。2年目以降は、要介護認定時の「主治医の意見書」で、該当する寝たきり度とおむつの使用を確認できる場合は、申請により市が「おむつ使用証明書」に代わる確認書を発行します。

※詳細は長寿介護課(☎ 8788)にお問い合わせください。

広告

広告

広告

広告